

平成25年1月11日

第2453号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 告 示

○公の施設の指定管理者の指定（4・スポーツ振興課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（5・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（6・福祉政策課）	2
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（7・福祉政策課）	2
○生活保護法による介護機関の指定（8・福祉政策課）	2
○生活保護法による施術者の指定（9・福祉政策課）	2
○公の施設の指定管理者の指定（10・子育て支援課）	3
○公の施設の指定管理者の指定（11・農林政策課）	3
○特定漁港漁場整備事業計画の変更の予定及び特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧（12・水産漁港課）	3
○証紙売りさばき人の指定（13・会計課）	3

## 公 告

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）	4
-------------------------------	---

## 公安委員会告示

○駐車監視員資格者講習の実施（1・交通指導課）	5
○警備員指導教育責任者（新規・追加）講習の実施（2・生活安全企画課）	6

## 告 示

## 秋田県告示第4号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県立総合射撃場の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 指定管理者の住所及び名称  
秋田市新屋町字砂奴寄4番地6  
財団法人秋田県総合公社
- 2 指定の期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## 秋田県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
東成瀬調剤薬局	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下24番地7	調剤薬局	平成24年12月1日
クリニック蒼きもり	山本郡三種町浜田字東浜田137-1	内科、外科	平成24年12月1日
クオール薬局横手町店	横手市横手町字大関越175	調剤薬局	平成24年12月1日

## 秋田県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	廃止年月日
御門歯科クリニック	由利本荘市本田仲町72番地	平成24年12月7日

## 秋田県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
福祉用具貸与「わかば」	由利本荘市石脇字田尻野6-11	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	平成24年10月31日
デイサービスともに	由利本荘市東梵天109番地3	通所介護、介護予防通所介護	平成24年11月30日

## 秋田県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
スギ眼科クリニック	横手市十文字町字本町13-6	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成24年12月1日
東成瀬調剤薬局	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下24番地7	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成24年12月1日
デイサービスともに	由利本荘市東梵天109番地3	通所介護、介護予防通所介護	平成24年12月1日
ショートステイのぞみ	南秋田郡八郎潟町川崎字昼寝90-1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成24年12月1日
さらさ湯沢	湯沢市田町二丁目2番38号	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年12月1日
さらさ大曲	大仙市大曲通町12番36号	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年12月1日
アースサポート大館	大館市字水門前83	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成24年12月1日

## 秋田県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
鷹谷 日奈子	由利本荘市表尾崎町11-1	鷹谷鍼灸院	由利本荘市表尾崎町11-1	あん摩マッサージ指圧	平成24年11月21日

#### 秋田県告示第10号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県児童会館の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称  
秋田市寺内大小路2番38号  
特定非営利活動法人あきた子どもネット
- 2 指定の期間  
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 秋田県告示第11号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県農業研修センター（本館を除く。）の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称  
秋田市山王五丁目13番3号  
むつみ造園土木株式会社
- 2 指定の期間  
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 秋田県告示第12号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更するので、同条第11項において準用する同条第4項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
金浦地区特定漁港漁場整備事業計画変更書案の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年1月11日から同月31日まで
- 3 縦覧場所  
農林水産部水産漁港課及び由利地域振興局農林部農村整備課

#### 秋田県告示第13号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
秋田市卸町三丁目7番2号 秋田協同書籍株式会社	秋田市卸町三丁目7番2号 秋田協同書籍株式会社 本社	平成24年12月28日

## 公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
地震体験車 1台
- (2) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限  
平成25年9月30日（月）
- (4) 納入場所  
秋田県消防学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
ウ 入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。  
(2) (1)イの資格に係る申請  
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年1月25日（金）までに申請すること。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号  
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2743）
- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年1月11日（金）から同年2月19日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法  
平成25年1月11日（金）から同年2月19日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

## 4 入札執行の日時及び場所

平成25年2月25日（月）午前10時  
秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター

## 5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

## 6 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

## (3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

## (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

## (7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

## 7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased: Earthquake simulation vehicle 1

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 25 February, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

## 公 安 委 員 会 告 示

## 秋田県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定に基づき公示する。  
平成25年1月11日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

## 1 実施日時

## (1) 講習

平成25年2月14日（木）及び同月15日（金）の午前9時から午後5時30分まで

## (2) 修了考査

平成25年2月22日（金）午前9時から午前10時まで

## 2 実施場所

秋田市八橋字下八橋191 秋田県警察本部交通機動隊

## 3 受講申込方法等

## (1) 申込期間

平成25年1月18日（金）から同年2月8日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く。）

## (2) 申込場所（問い合わせ先）

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部交通部交通指導課指導取締係  
（電話018-863-1111 内線5125）

## (3) 申込方法

次の書類等を前記(2)の申込場所に申込者本人が直接持参して申し込むこと。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル。裏面に氏名記載のこと。） 1枚

ウ 運転免許証等顔写真が貼付された身分を証明するもの

(4) 講習手数料

19,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

## 秋田県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成25年1月11日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

### 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

### 2 講習の種別

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 2号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

### 3 実施期間

(1) 新規取得講習

平成25年3月4日（月）から同月11日（月）までの6日間（土曜及び日曜を除く。）

(2) 追加取得講習

平成25年3月7日（木）から同月11日（月）までの3日間（土曜及び日曜を除く。）

### 4 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

### 5 受講定員

(1) 新規取得講習

30人

(2) 追加取得講習

10人

### 6 受講資格

(1) 新規取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、2号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であって、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

### 7 受講申込手続

(1) 事前申込み

## ア 事前申込要領

(ア) 講習を受けようとする者(以下「受講者」という。)は、事前に電話(018-863-1111 内線3043~3045)による予約を行うこと。

(イ) 電話による予約は、平成25年1月28日(月)から同年2月1日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。

## イ 留意事項

(ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。代理人による予約は受け付けない。

(イ) 電話予約時間外の予約は受け付けない。

(ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であっても、その時点で受付を締め切る。

## (2) 受講申込書類の提出手続

## ア 受講申込要件

講習の申込みは、電話で予約した受講者本人が申込書類を直接提出することとし、郵送による申込みを認めない。

なお、やむを得ない事情がある場合で、受講者の委任状を持参している時は、代理人による提出を認める。

## イ 受講申込期間

平成25年2月18日(月)から同月22日(金)までの午前9時から午後5時までの間

## ウ 受講申込書類の提出先

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全企画課

## エ 受講申込書類

## (ア) 新規取得講習

## a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

申込書に本籍を記載する際は、略さずに戸籍の記載に従い、丁目、番地、大字等を正確に記載すること。写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

## b 次のいずれかの書面1通

## (a) 前記6(1)アに該当する者

2号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを疎明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

## (b) 前記6(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

## (c) 前記6(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

## (d) 前記6(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し

## (e) 前記6(1)オに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

## c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

## (イ) 追加取得講習

## a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

## b 前記6(2)の受講資格に該当することを疎明する前記7(2)エ(7) b の(a)から(e)までのいずれかの書面1通及び資格者証等の写し1通

## c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

## 8 講習手数料

## (1) 新規取得講習

38,000円(申込書を提出する際、秋田県収入証紙により納付すること。)

## (2) 追加取得講習

14,000円(申込書を提出する際、秋田県収入証紙により納付すること。)

なお、受講を辞退した場合でも、納付された手数料は返還しない。

## 9 その他

- (1) 講習初日は、午前8時50分からオリエンテーションを実施する。
- (2) 講習には、筆記用具、内ズック（護身術の際使用）等を持参すること。
- (3) 講習の修了考査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (4) 講習の問い合わせは、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係（電話018-863-1111 内線3043～3045）に行うこと。